

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策（地域別追加制限措置）

2020年10月9日
在ギリシャ日本国大使館

10月7日、ギリシャ市民保護省はイオアニナ郡及びコザニ郡に対し、「特別地域別追加制限措置」（より感染率が高い地域に対する追加制限措置）を発令しました。同措置は同月12日まで有効で、内容は以下のとおりです。

- 1 レストラン、バー等の飲食店は、午前0時から午前5時までの間は営業禁止とする（デリバリー、テイクアウェイ、ドライブスルーについては、アルコール飲料を除き、また客が周囲と1.5メートルの距離を保持する場合に限り可とする）。
- 2 飲食店でのテーブルの利用は4人までとする（家族での利用は6人まで可）。
- 3 ライキ（大衆路上市）は、店舗の参加数は50%まで。店舗間の距離は5メートルとする。
- 4 薬局、ガソリンスタンドと自動販売機（アルコール飲料の販売は禁止）を除くあらゆる小売店舗（ミニマーケット、キオスク、パン屋、雑貨屋等を含む）の営業を深夜0時から午前5時まで禁止する。
- 5 あらゆる娯楽イベントの開催を禁止する。違反金については個人がイベント等の開催者の場合、違反金は5,000ユーロとする。
- 6 屋内・屋外を問わず、マスク着用を義務づける。
- 7 屋内・屋外、公的・私的な場を問わず、10人以上の集会を禁止（9人まで可）する。

※ これまでに同様の措置が、ハルキディキ郡、ハニア郡、レスボス郡、ザキンソス郡、イラクリオン郡、ペラ郡、ピエリア郡、イマシア郡、キルキス郡、トリカラ郡、アハイア郡、ミコノス市、クスノス市に対して課せられています（既にイオアニナ市にも課せられていましたが、この度の追加措置により、同市を含むイオアニナ郡全体が対象となりました）。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

HP :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp